中国向け活水産物の輸出証明書発行に関するQ&Aについて

令和２年１０月９日　最終改正

北海道水産林務部水産局水産経営課

本 Q&A は、中国向け活水産物の輸出証明書発行に関する質問事項について、Q&A としてとりまとめたものです。申請にあたっては、本 Q&A の他、国要綱や道取扱を参考にしてください。

なお、ご不明な点などございましたら、お手数でも、北海道水産林務部水産局水産経営課輸出促進係（011-204-5466）へ連絡願います。

目　次

１　輸出証明書の発行申請について　……２

２　申請書（別紙様式３）の記載方法について　……３

３　検査について　……４

４　産地証明書・ホタテ貝搬送票について　……６

５　ロットについて　……６

６　その他　……７

1　輸出証明書の発行申請について

Q1　中国へ活水産物を輸出するための手続は。

A1　水産庁加工流通課又は関係道府県が発行する「輸出証明書」と「原産地証明書及び放射性物質検査合格証明書」を添付することで、中国への活水産物の輸出が可能となります。

北海道庁では、「輸出証明書」と「原産地証明書及び放射性物質検査合格証明書」のいずれも水産林務部水産経営課輸出促進係（連絡先：011-204-5466）で発行しています。

なお、中国へ活水産物を輸出する場合は、施設登録は不要です。

これらの証明書の詳細な発行手続等は、当課ホームページをご覧願います。

HP アドレス　http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/tyuugokumukekatsusuisanbutu.htm

※　活以外の水産物（冷凍等、加工されたもの）は、北海道農政事務所の所管です。

Q2　輸出証明書の発行申請は、直接、窓口に出向く必要があるか。

A2　郵送も可能です。

ただし、その場合は、返送に必要な料金分の切手を貼付し、住所を記載した返信用封筒を同封した上で、北海道水産林務部水産経営課輸出促進係宛て郵送して下さい。

なお、郵送の場合でも、様式５（ワード版）はメールで提出願います。

郵送先住所　　：〒 060-8588 札幌市中央区北３条西６丁目
メールアドレス：suirin.suikei1@pref.hokkaido.lg.jp

Q3　輸出証明書の発行には、どれくらいの日数を要するか。

A3　輸出証明書の発行申請書を受理してから、おおむね２開庁日で発行します。

なお、申請書の不備や添付書類の不足等があると、発行までに時間を要する場合があります。

２　申請書（別紙様式３）の記載方法について

Q1　②生産地域の記載方法は。

A1　「北海道」と記載します。

Q2　ホタテガイの場合、③生産分類（養殖/天然）の記載方法は。

A2　地まきによる生産形態は「天然」、耳吊りや籠による生産形態は「養殖」とします。
　なお、一般的にオホーツク海域や根室海峡のホタテガイは「天然」、日本海や噴火湾、サロマ湖のホタテガイは「養殖」です。

Q3　ホタテガイの場合、③生産分類の「養殖」の記載方法は。

A3　養殖場の名称は、「〇〇漁業協同組合養殖場」とします。
　英語表記は「〇〇 fisheries cooperative association aquaculture farm」です。
　住所は、「区画漁業免許状」別紙漁場図の「漁場の位置」に記載されている「〇〇市（町村）地先」とします。
　英語表記は「〇〇-shi（chou,mura） coast」です。

　登録番号は、「区画漁業免許状」の左上に記載されている「〇海区第〇号」とします。
　英語表記は「〇（※）erea NO.〇」です。
　※訓読みのアルファベットとします。（例）長万部の「長」　→　「naga」

Q4　③生産分類のうち、「天然」の場合の「漁獲地域」の記載方法は。

A4　「漁獲地域」の記載方法は、「生鮮魚介類の生産水域の表示のガイドライン」（平成１５年６月：水産物表示検討会）」を参考に記載します。
　北海道の場合、次のいずれでも記載可能です。

　①日本の漁獲統計海区に準じた水域名
　　北海道沖太平洋、北海道沖日本海、オホーツク海

　② FAO 漁獲統計海区名
　　061 北西太平洋

Q5　③生産分類のうち、「天然」の場合の「漁船名及び漁船番号」の記載方法は。

A5　生産漁協から聞き取り記載します。
　　なお、漁船が複数にわたる場合は、代表的な漁船について記載します。

Q6　⑤コンテナ番号や⑥シール番号について、航空便等でこれらの番号がない場合の記載方法は。

A6　コンテナ番号の代わりに、「AIR WAY BILL No.」等を、シール番号がない場合は、「＊＊＊」を記載します。

Q7　⑩生産日の記載方法は

A7　生産日は、採捕日を記載します。
　　なお、申請品目中で生産日が異なるものが存在する場合、全て記載します。
　　〇月〇日から〇月〇日までと記載しても結構です。

３　検査について

※　有害物質（カドミウム、無機ヒ素、貝毒）の検査は、令和２年１０月から原則不要になりました。

Q1　初回の輸出時に必要な検査項目は何か。

A1　認定検査機関での検査員立ち会いによる、目視検査が必要です。
　　ここで目視検査の指導を受けた方が、品質確認者となることができます。

Q2　目視検査を行うために、輸出者は必ず品質確認者を選任しなければならないか。

A2　輸出者が目視検査を行う場合は、必ず品質確認者を選任する必要があります。
　　なお、検査機関に目視検査を依頼する場合は、品質確認者の選任は不要です。

Q3　輸出の都度、目視検査が必要か。

A3　必要です。
　　なお、輸出者が品質確認者を選任した場合は、検査機関による輸出の都度の目視検査を省略し、品質確認者が輸出の都度の目視検査を実施できます。

4　産地証明書・ホタテ貝搬送票について

Q1　何故、ホタテガイの場合、搬送票の写しが必要か。

A1　活水産物のほとんどを占めると想定されるホタテガイの貝毒発生の有無を確認するため、水揚げ日や生産海域を特定し、安全な水産物を輸出するためです。

なお、輸出証明書発行申請時に、申請ロット分の活ホタテガイ全ての搬送票の写しが生産漁協や仲買人から入手できない場合は、原則、輸出証明書発行時までに、搬送票の写しを提出してください。

申請ロット分の活ホタテガイ全ての搬送票の写しが提出できない場合は、次回以降の輸出証明書が発行停止となる場合がありますので留意願います。

ホタテガイは、道内 19 の生産海域ごとに貝毒管理しており、貝毒（自粛規制値を含む）が発生している海域産の活ホタテガイを中国向けに輸出することはできないことに留意願います。

Q2　何故、産地証明書は水揚げ予定年月日毎に必要なのか。

A2　水揚げ日や生産海域を特定するためです。

なお、活ホタテガイの場合は、水揚げ日や生産海域をホタテ貝搬送票で確認しますが、輸出証明書発行申請時にホタテ貝搬送票を提出できない場合の確認手段として産地証明書の提出を求めるものです。

5　ロットについて

Q1　輸出形態が異なる製品（発泡詰めやコンテナ詰めなど）が混在している場合、別ロットとみなされるか。

A1　申請品目ごとに１ロットです。

よって、１回の申請に発泡詰めとコンテナ詰めが混在していても１ロットです。

なお、１ロットごとに行う目視検査は、１回の検査で結構です。

Q2　漁獲地域が異なるが同じ品目であるものを一括して輸出する場合、１ロットとみなしてよいか。

A2　漁獲地域が異なる場合、有害物質の汚染状況等が異なるおそれがあるため、別ロットとみなします。

Q3　水揚げ年月日が異なるものを１ロットとしてみなしてよいか。

A3　同一の漁獲地域であれば１ロットとしてみなすことは可能です。
この場合、申請書の⑩生産日に、全ての水揚げ年月日を記載する必要があります。
〇月〇日から〇月〇日までと記載しても結構です。
なお、同一のロットとして取り扱うため、中国の検査で基準に適合しない等の結果になった場合、同一の扱いになります。

６　その他

Q1　原産地証明書及び放射性物質検査合格証明書の申請書は、活水産物の輸出証明申請書と同時に提出する必要があるか。
また、その場合、記載内容は整合させる必要があるか。

A1　同時に提出する必要があります。
よって記載内容は整合させてください。

Q2　放射性物質の検査は、輸出の都度必要か。

A2　必要です。放射性物質検査の試験成績書の有効期間はないので、輸出の都度、検査が必要です。

Q3　原産地証明書及び放射性物質検査合格証明書の申請書にインボイスの写しを添付している場合、輸出証明書発行の申請書に添付しなくてもよいか。

A3　同内容であれば一方のみの添付で結構です。